



月報

8

缶詰協

(46, 8, 12 / 56 VOL 5)

◆目 次 ◆

東京地区「缶詰フェア」浅井会長テープカットのスナップ	1
7月の行事一覧表	2
◇普及宣伝部会	3
第3回「缶詰食べましよう週間」実施要領	5
◇果実部会	6
◇JAS新法の承認、認定申請手続き説明会	11

缶詰共同宣伝

◇ベターリビングショーナゴヤ'71におけるアンケート結果	26
◇京都大丸「かん詰め料理教室」	27
◇朝日女性教室 団地集会	27
◇東北缶詰フェア実行委員会	28
◇札幌地区「缶詰フェア」開催について	31
◇大阪地区「缶詰フェア」開催	32
◇東京地区「缶詰フェア」成功裡に終了	33

会員消息

85

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル 7階

電話 東京 (278) 9278・9289番



東京地区『缶詰フェア』

東京地区「缶詰フェア」は約2カ月にわたる準備期間を経て全缶協中山副会長が中心者となつて陣頭指揮をとり46年7月16日(金)、7月17日(土)の2日間八重洲口ホール(東京駅八重洲口地下街続き)の305坪にメーカー、問屋その他関連会社57社が出店参加し業界挙げての催で、参観者は予想を大巾に上回り4,200名を超え、同ホール初まつて以来の新記録となつた。

初日の開幕式には全缶協浅井会長がテープを切り、「缶詰フェア」は盛大な幕開けとなつた。

『写真は、浅井会長テープカットのスナップ』

7月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
普及宣伝部会	7月 2日	1300~1500	北洋商事㈱	
果実部会	7月 2日	1500~1630	"	
統一伝票下打合会	7月 2日	13.00~15.00	商工会議所	北洋商事 武衛部長
大阪地区「缶詰フェア」大丸百貨店 6月22日~6月27日 " 高島屋 6月26日~7月 4日 " 阪急 7月 4日~7月10日				
東京地区「缶詰フェア」参加店説明会	7月 8日	14.00~16.00	東京ステーションホテル	
(東京地区「缶詰フェア」7月16日(金)17日(土)八重洲口ホール) (全缶協第3回「缶詰食べましよう週間」7月19日から) (NHK総合テレビきょうの料理特集かん詰料理 7月19日~7月24日) (京都大丸「かん詰め料理教室」7月19日~7月24日)				
東北缶詰フェア実行委員会	7月26日	14.00~17.00	仙台エビスヤ会館	日缶協 村井氏
東京地区「缶詰フェア」決算および反省会	7月27日	14.00~16.00	三井信託銀行丸の内支店	
札幌地区「缶詰フェア」実行委員会	7月31日	10.00~	北洋商事㈱札幌支店	北田専務

8月の行事予定

東北「缶詰フェア」仙台駅前日之出会館 8月21日(土) 22日(日)
 札幌「缶詰フェア」五番館デパート6階催場 8月20日~8月25日

普及宣伝部会

日 時 昭和46年7月2日 13:00~15:00時

場 所 北洋商事㈱ 7階会議室

- 議 題
- ① 缶詰共同宣伝実施状況について
 - ② 「NHKきょうの料理」について
 - ③ 第3回「缶詰食べましよう週間」実施計画について
 - ④ その 他

※ 部会討議の概要

まず 缶詰共同宣伝実施状況について北田専務理事が報告を行なつたあと、本部会の主議題である全缶協第3回「缶詰食べましよう週間」の実施について語り、全員の賛成により7月19日から全国一斉に実施することを決定した。

☆ ☆ ☆

1. 第3回「缶詰食べましよう週間」実施計画について

浅井会長から次のような意向が述べられた。

「6月までの缶詰の動きは悪く、特に果実缶詰がふるわぬ缶詰はおかしくなつたという空気さえうかがえる。缶詰共同宣伝は前の議案で北田専務から経過報告のあつた通り推進しているが、全缶協としては少ない予算ではあるが丁度7月19日からNHK全国ネットで毎日午前9時40分から20分間づゝ（午後の8時40分再放送）24日まで続けて放送されるがこれは何千万円に相当するほどの宣伝効果であり、全缶協もこの19日を期し缶詰の売れる時期でもあり「缶詰食べましよう週間」を実施してはどうか、本年度全缶協宣伝費予算として250万円あるが事務局から業界紙広告に20万円を残してくれということから230万円をことしの「缶詰

食べましよう週間」にあてたい。昨年は全缶協宣伝費300万円を拠出したが収支の結果、メーカー・団体協賛金のうち約170万円が繰越金として全缶協とは別会計で預っている。この利息を含めて約405万円で、缶切り66万個、ポスター2万枚と運送費の経費を含め実施したい。

実は午前中のパイン内販会普及宣伝部会で内販会宣伝予算50万円をこれに協賛うわのせすることに決定し、全缶協普及宣伝部会で第3回「缶詰食べましよう週間」の実施が決定するならば内販会の50万円で「パイン缶詰召上れ」缶切り8万9千個をつくり、これを全缶協に委託してその会員に配布することとなつた。実施方法としては7月19日から24日までNHK「きようの料理」で缶詰料理が特集として放送されるという内容のPOPを小売店頭に掲げ販売促進を図る。一番喜こばれるのは貯金缶だが置き場所、輸送費に費用がかさみやはり缶切りが手頃であるということから缶切り配布を立案し、時間的に余裕がないため実は19日に間に合うよう下段取りをしている。昨年は実費負担による缶切りもつくつたが新考社に聞くとこれは間に合わないといふので全缶協、内販会の缶切りを優先的につくらせるようにしたい。」

以上浅井会長の発言に対して全員賛成であり第3回「缶詰食べましよう週間」の実施を決定した。このあと北田専務理事からPOPの図案、配色、裏面に印刷する販売店への挨拶文について説明を行なつた。

2. 東京地区「缶詰フェア」開催について

中山副会長から次のような報告を行なつた。

「東京地区缶詰フェアを7月16日(金)17日(土)の2日間大阪ビル八重洲口ホールで開催するが、経費として共同宣伝費から140万円、出展者60社3万円ずつ負担し180万円、合計320万円の予算となつていて、招待券を配りそのうち何割位の人が来るか頭のいたいところであ

るが一応来場者を8,000～8,500名という見通しをたて招待券を只今配布中であり同業会メンバー160店を通じて小売店3,200店に1店10枚の割りでまた開催を知らせるPOPを1店1枚づつ配布している。従つて小売店関係の招待券は3,200枚、学校関係に1,500枚、その他消費者団体、司樹士関係に1,400枚、合計で5,200枚であり会場の収容能力からいえば2日間で3,000名程度が一杯である。7月8日に最終的な全体会議を開き実施についての細目を決定する段取りである。」

第 3 回 「缶詰食べましよう週間」実施要領

全国缶詰問屋協会では44年度にはじめて「缶詰食べましよう週間」を設け販売促進に努めたが45年度はさらにその規模を拡大し、効果的消費促進の実を挙げてきた。

おりからこしは缶詰が日本に誕生してちょうど100年目に当たり缶詰共同宣伝事業の一環として主要都市で「缶詰フェア」を実施するほか、7月19日から24日の6日間はNHK総合テレビ「きょうの料理」特集=カン詰料理として午前9時40分から20分間と、さらに午後3時40分から4時まで再放送されることになつており、全缶協はこれが缶詰の消費促進を図るうえでの絶好の機会としてとらえここに第3回「缶詰食べましよう週間」を設定し、積極的な普及宣伝を行なうこととする。



1. 期 間 46年7月19日より全国一斉

2. 運動期間中に缶詰を購入した一般消費者に対して缶詰食べましよう缶

切りを無料進呈する。

3. この期間中は N H K 総合テレビで「きょうの料理」が放送されるので P O P を全国小売店頭に掲げ積極的に缶詰の販売促進を図る。

4. 第3回「缶詰食べましよう週間」の予算は下記の通りである。

① 全缶協46年度普及宣伝費より	2,300,000円
② メーカー、団体協賛金(前年度剰余金)	1,158,574円
	計 4,058,574円

5. 缶切りは1個5円60銭(小売15円相当)で新考社に発注する。

総個数は66万個。なお会員への配布数は均等割合、会費割合とし1社当たり最低2,400個、最高1,250個の配分となる。

6. P O Pは1枚6円で三国紙業(株)に発注し枚数は2万枚。缶切り100個に3枚の割合にて配布する。

小売店への缶切りPOP配布は全缶協会員のみによつて行ない、その配布方法は会員の任意とする。

なお運動期間中であつても予定の缶切り消化の日をもつて終了する。

7. 缶切りの発送はPOPと同一梱包し7月6日遠隔地より先に開始され7月15日まではすべて到着するよう手配する。

なお、この実施要領以外に全国パインアップル缶詰内販会より協賛いただきあらたに89,000個相当の「パイン缶詰召上れ」の缶切りが追加されたので会員に全缶協会員の配布基準により追加配分となる。

果 実 部 会

日 時 昭和46年7月2日 15:00~16:30時

場 所 北洋商事㈱ 7階会議室

議 題 ① 新物チエリー缶詰に関する件

② そ の 他

① その他果実缶詰の情報交換

② みかん缶ブローカンの統一意匠について

※ 部会議の概要

本部会は野田部会長が病気欠席のため中山副会長が議長となり新物チエリー缶詰に関する件、みかん缶ブローカンの統一意匠について検討された。

1. 新物チエリー缶詰について

各氏から活発な意見交換が行なわれたが次のような結論となつた。

本年は本格的減産が確定し25～30万缶程度と推定し、ヒネを含め

(12～15万缶)を含めても50万缶にならない。従つてことしは価格形成もあるが程度生産地の意向をくむ必要があろうとされた。

2. 統一意匠その他

① その他果実缶詰の情報交換

ヒワ缶詰について、若干の情報交換が行なわれたがこの商品はまだ色々として詰合わせに使われる商品であり、例年22～25万缶程度の生産がみられるのにことしは半減の12万缶程度であろうとされた。

② みかん缶ブローカンの統一意匠について

みかん缶詰ブローカン統一意匠についてのみかん缶工組による原案では低迷を續けている内販みかん缶詰の対策とはならずもつと抜本的方法を講ずる時期に来ているとの結論に達し、全缶協果実部会長名で日本蜜

柑缶詰工業組合宛正式文書により回答することになった。

提出文書は下記の通りである。

部 発 第 234 号

昭和46年7月6日

日本蜜柑缶詰工業組合 殿

全国缶詰問屋協会

果実部会長 野田 喜三郎

みかん缶詰ブローケンの統一意匠について

拝啓 ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、貴組合より協力呼びかけのありました首題の件につき早速果実部会を開催し慎重に協議致しましたところ次のような結論を得ましたのでお知らせ申しあげるとともに、貴組合におかれましてもあらためてご検討いただき、みかん缶詰の将来のため、これが実現方にご努力賜りますようお願い致します。

敬 具

記

1. 最近における内販向けみかん缶詰はブローケンのみに限らずサイズものについても抜本的対策が講ぜられなければならない状況におかれている。
2. ブローケン対策はたしかに重要であるが貴組合から要請のあつた統一意匠による現行案のみでは市場の根本的安定策とはならないと全缶協

果実部会は理解している。

3. 全缶協側の結論としてはブローカンは内販向に関しても統一意匠、統一ブランドによつて貴組合一括買付一括販売の共販制を希望する。また同時にその輸出向けについても極力開発努力願い内販市場への出回り数量を抑制するよう努力されたい。

以上

内販向けみかん缶詰時期別受検状況

(昭和46年5月10日現在)

単位: 函数

	昭和45年度			昭和44年度
	J A S受検	ブローカン鑑定	計	J A S受検
12月末迄	629,888	147,008	776,896	1,449,956
1月中	484,233	282,204	716,437	1,154,768
2月中	1,490,693	2956,95	1,786,388	1,209,163
3月中	1,000,561	138,073	1,138,634	824,975
4月中	115,124	14,806	129,930	80,175
5月1日~10日迄	1267	0	1267	0
累計	8,671,766	877,786	454,9552	4,719,037

内販向けみかん缶詰ジャス受検状況

(昭和46年5月10日現在)

(日本蜜柑缶詰工業組合調べ 単位: ハン数)

検所 査別	1/06	2/24	3/24	4/24	5/48	5/24	計	前年同期 (4.5.10) 定数量(換算)	
								プローグン鑑	換算計
清水	162272	198652	10132	452540	450223	1796	1275615	1263601	1692482 194321
神戸	33927	138737	4749	497135	562718	39324	1276590	1180654	1485140 255340
門司 (含長崎)	75951	91032	—	389377	654202	33641	1244203	1174011	1358398 414128
仙台	7028	3575	—	13463	27404	—	51470	50879	140102 13997
東京	—	—	—	1592	1459	—	3051	2621	42915 —
計	279178	431996	14881	1354107	1696006	74761	3850929		
換算計								3671766	4719037 877786
前回調 (46430)								3670499	877786

JAS新法の承認、認定申請手続き説明会

日 時 昭和46年7月19日 11:00～12:00時

場 所 食品産業センター会議室

内 容 JAS新法の承認、認定申請手続きについて

出 席 各缶詰関係団体事務局

※ 説 明 会 の 概 要

財團法人日本缶詰検査協会では19日、缶詰関係団体の各事務局の責任者を招き、JAS新法の承認、認定申請についてその手続き等に関する説明会を行なつた。これは昨年5月、農林物資規格法が大幅に改正され、法律の題名も「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」と改められ、このJAS新法はすでに昨年6月20日より施行されており、従つていまでの認定工場は46年10月31日をもつて自動的に消滅することになる。そこで新法に基づく認定工場となるためには新たに承認、認定の申請手続きが必要となるが、その要点と手続き方法について概略的に缶詰検査協会側で説明したもの。



このたびの説明会のポイントとなるところは法第14条および第15条にかかる申請手続きの方法であるが、以下に日本缶詰検査協会でまとめた実施方法を掲げ説明に代えたい。

缶 檢 第 221 号

昭和46年7月1日

各 製 造 業 者 殿

財団法人 日本缶詰検査協会

理事長 鈴木 一美

承認工場、認定工場の申込み又は申請の手続きと
その検査の実施方法等について

昨年5月、農林物資規格法の改正が行なわれ、その題名が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律と改められ、新しく承認工場・認定工場の制度がこの法律に基づいて実施されることになりました。については從来農林大臣より認定を受けていた工場は、本年10月末日までに、それぞれの手続きを完了することが必要となります。また新しく承認工場又は認定工場となりたい工場も、この法律に従つてその手続きをすることとなります。

つきましては、当検査協会で取り扱うこととなつている食料かん・びん詰、果実飲料、ケーシング詰コンビーフ、糖果及びジャム類の関係製造業者で、承認工場及び認定工場となりたい方は、下記事項にご留意の上、その手続きを進めていただくことになりますので、その具体的な内容をお知らせするとともに、併せて検査の実施方法等についてご通知申し上げます。

記

I 基本的事項

1. 承認工場、認定工場制度制定の趣旨

従来、品質管理が優良な製造工場については、その申請に基づいて格付けのための試料の抽出、JAS証票の貼付等格付業務の一部を、当該工場の職員が格付機関の委嘱により実施してきましたが、これを法律的に一層明確にして、製造業者の社長等責任者の責任において、その業務を行なうとともに、格付機関の責任をも併せて明確にして、その業務が円滑に遂行できるよう法律によつて定められたものであります。従つて、従来認定工場の職員等が格付機関の委嘱によつて格付補助員として格付業務の一部を行なつていたのが、今後はこの法律により、製造業者の社長等責任者が、自らか又は自らの責任において、その職員等の中から適格者を選んで、その業務を行なうことになりました。したがつて選んだ者の氏名を申込書に記載していただくことが必要となります。

2. 承認工場と認定工場の意義

(1) 承認工場

承認工場とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」と略称）第14条第2項の規定に基づいて、格付機関の長が、JASによる格付けを円滑に実施するため、特に必要があるときに、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、格付け業務の内「試料の検査及びそれに基づく判定」以外の業務、即ち、試料の抽出、JAS証票貼付等を承認を受けた製造業者に行なわせることができる制度であります。

(2) 認定工場

認定工場とは、新法第15条の規定に基づいて、上記の承認工場のうちからその申請に基づいて、農林大臣の認定を受けて、使用する容器に格付け前にJAS証票を附しておくことができる制度であります。

即ち、承認工場は、格付機関の長が JAS による格付け業務を円滑に実施するため、農林大臣に承認申請を行ない、その承認を得て、当該工場に格付機関の長より承認を得た旨を通知された工場であります。認定工場は、承認工場の内から、認定希望の製造業者自らの名で、格付機関を経由して、農林大臣あて申請し、農林大臣から認定証を交付された製造業者であります。従つて認定工場は、認定される前は必ずしも承認工場でなければならないことになります。

3. 承認工場の申込み及び認定申請書の経由機関

承認工場は前述のように格付機関の長が農林大臣に承認申請をするものでありますので、承認希望の製造業者は、当検査協会にその旨を申し出ていただきます。それに基づいて当検査協会は農林大臣に申請します。農林大臣より承認の通知があつた場合は当検査協会より当該製造業者にその旨をご通知申し上げます。

認定工場の場合は、製造業者から格付機関を経由して、農林大臣あてに申請を行なうことになります。認定された旨の通知も農林大臣より格付機関経由で行なわれます。

4. 承認工場、認定工場が承認又は認定される場合の基準

(1) 承認工場

格付機関の長が農林大臣あて承認申請する際の基準は、当検査協会がその人的、物的施設について設けた、「承認の技術的基準」に適合するもので、希望する工場を申請します。この場合の審査の中心は人的、物的施設等と国内向けの製品の一定数量以上を JAS 受検することの 2 つが審査の中心となります。

(2) 認定工場

農林大臣が製造業者の申請に基づいて、その工場を認定する際の基準は、「認定の技術的基準」として、その人的、物的施設について、一定の基準が

設けられており、この場合の審査の中心は品質管理が適正に行なわれていること及び製造された国内向けの製品が、正当な理由がない限り、100%受検することの2つが審査の中心となり、これに適合するものが認定されます。

経由機関である当検査協会は、事前にその内容について十分検討を加えます。

この「承認の技術的基準」と「認定の技術的基準」との差異は、食料かん・びん詰及び糖果の人的、物的施設に多少異なる点がある程度で、果実飲料、ケーシング詰コンビーフ及びジャム類については全く同じであります。何れの工場の場合においても品質管理の良否、国内向け製品のJAS受検数量の割合が特に問題となります。

5. 手續きの時期

従来の認定工場についての、新法による手續き完了時期は、本年10月末日までとなつておりますが、多数の従来の認定工場が、まとまりなく申請することをさけ、なるべく同一時期に行なうことが好都合であり、当検査協会関係の従来の認定工場は、次のように期を一にして実施することにしましたので、ご協力をお願いいたします。

(1) 従来認定工場であつた工場の場合

ア. 承認工場：理事長あての承認工場申込書の提出

次のイの認定申請書の提出をもつて承認工場申込書が提出されたものとみなします。

格付機関の審査
農林大臣あて申請
昭和46年8月中

農林大臣から格付機関に承認の通知があつたときは、可及的速やかに当該製造業者へ通知します。

イ. 認定工場：農林大臣あて申請する認定申請書

の所轄検査所への提出
 検査所より本部への提出
 } 昭和46年7月中
 格付機関での書類検討
 格付機関から農林大臣への申達
 } 昭和46年8月中
 農林大臣から格付機関及び製造業者への認定の通知：可及的速やかに行ないます。

(2) 新しく承認工場及び認定工場になりたい場合

それぞれの希望する時期に提出して下さい。

6. 手 繙 料

- (1) 従来の認定工場が新法に基づく承認、認定の手續きをする場合：無料
- (2) 新法に基づいて新たに承認、認定の手續きをする場合：1件につき5,000円 他に工場調査の旅費を申し受けます。

7. 用 紙 代 用紙代は次の実費を申し受けます。

承認工場申込書（表のみ） （オモテ）	}	それぞれ1枚につき10円
認定申請書 （表のみ） （オモテ）		
格付業務担当者の履歴書		
添付書類	1部につき80円	
(食料かん・びん詰用、果実飲料用、ケーシング詰コンビーフ用) (糖果用、ジャム類 いづれも同額)		

8. 経過措置

従来の認定工場は、新法による承認工場又は認定工場となるまでは、格付方法その他は従来どおりです。ただし10月末日までに手續きをしないときは、従来の認定工場の資格は消滅します。

以上のとおりですが、当検査協会関係の従来の認定工場については、新法による認定申請書が提出された場合、当検査協会が承認工場の手續きをいたしますので、製造業者は、認定申請書（表）の提出が必要あります。

また、従来の認定工場は、従来も農林大臣の認定を受けているものでありますから、今回の新法に基づく手續きは、可及的簡略にするよう配慮されており、その手續料も無料で行なうようにしております。

II 承認・認定申請手續きの具体的な内容

1. 所轄検査所へ提出する書類及び部数

(1) 従来認定工場になつてゐる工場が切り換えの申請手續きをする場合 オモテ

ア. 認定申請書(表のみ)添付書類省略……………3部提出

イ. 格付業務担当者の履歴書(品質管理を担当する技術者の中より2名)

省略ただし格付業務担当者2名を指名して下さい。

ウ. 旧認定証を返戻すること。

(注) 昭和45年7月以降認定申請書記載事項変更届を提出された工場

ならびにその後変更のあつた工場は、変更箇所を記載したものを添

付する(記載要領は所轄検査所とご相談下さい。)変更がない場合

オモテ
は認定申請書(表)右下欄余白に「昭和 年 月 日農林省

指令農経第 号(認定証番号)で認定された申請書の内容の

とおり」と記入する。

(2) 新たに承認工場及び認定工場になりたい場合 オモテ

ア. 承認工場申込書(表のみ) 2部提出
オモテ

イ. 認定申請書(表のみ) 3部 "

ウ. 添付書類 5部 "

工場略図及び機械その他の施設の設置状況 (添付書類No.1)

機構図及び機構ごとの人員 (" No.2)

品質管理を担当する技術者の履歴書 (" No.3)

認定の技術的基準に定める各事項について

その内容 (" No.4)

製造基準及び品質管理基準

品質管理記録

製品検査記録

営業許可証写、その他

} 適宜添付書類として/
をいれること

エ. 格付業務担当者の履歴書(品質管理担当者の履歴書と重複するので提出
は省略)

(注) 旧法に基づき昭和45年6月20日以降認定申請書を提出し、認定
証の交付のない工場については認定の手續がとられていないので、
新たに、この手續を行なつて下さい。

(3) 新たに承認工場のみになりたい場合

ア. 承認工場申込書(表のみ) 2部提出

イ. 添付書類 4部〃

(添付書類の内容は上記(2)の場合と同じ)

ウ. 格付業務担当者の履歴書は上記(2)と同じく提出は省略

(注) 承認工場のみにとどまる工場については、特別の場合に限り、手續
を行なう過度的措置であるので、所轄の検査所長にご相談下さい。

2. 提出する書類の記載方法

(1) 承認工場申込書(表のみ)
オモテ

ア. 申込者について

申込者は、その企業の代表者名(会社のときは社長 農協のときは組合
長)で行なつて下さい。従つて所在地は本社の所在地となります。

イ. 記の1 製造工場の名称、所在地および責任者氏名について

承認工場となりたい工場の名称(○○株式会社○○工場)及びその工場
の所在地を記入して下さい。責任者氏名は、その工場の工場長又はそれに
代る地位の者の氏名を記入して下さい。

ウ. 記の2 承認を受けたい農林物資の種類および区分について

当検査協会が格付機関となつてある農林物資の種類及び区分は下表の通りでありますから、これに従つて記入して下さい。

種類	区分
食料かん詰および 食料びん詰	魚介類かん詰等 果実類かん詰等 野菜類かん詰等 畜肉類かん詰等
果 実 飲 料	果 実 飲 料
ケーシング詰コンビーフ	ケーシング詰コンビーフ
糖 果	糖 果
ジ ャ ム 類	ジ ャ ム 類

エ。 記の3 試料の抽出及び格付けの………について

格付業務を担当する者として品質管理担当者の中より2名選んで、その者の氏名を記入して下さい。

オ。 記の4.申込区分に属する品目の………について

申込書提出時点からさかのほつて1年間の承認申込区分に属する国内向け製品でJASの設定されているものの全生産数量とその格付数量及び申込書提出以降1年間の国内向け製品でJASの設定されているものの全生産予定数量と格付予定数量を、それぞれ品名別に記載して下さい。

カ。 記の5及び6について

(8)の「添付書類」の項を参照して下さい。

キ。 記の7.他の区分について承認を受けて………について

他の区分とは、この申込書の記の2に記載した承認を受けたい区分以外の区分のことである。例えば果実飲料ですでに承認を受けている工場が今回果実類かん詰等で承認申込みをする場合は、果実飲料と記入して下さい。

(注) この欄の記入に限り、従来の認定工場が認定を受けている他の区分については、すでに新法による承認・認定を受けた区分とみなして記入して下さい。
オモテ

(2) 認定申請書(表のみ)

ア. 申請者について

申請者は、その企業の代表者名(会社のときは社長、農協のときは組合長)で行なつて下さい。従つて所在地は本社の所在地となります。

イ. 記の1、製造業者の氏名または名称………について
会社名と本社所在地を記入して下さい。

ウ. 記の2、製造工場の名称、所在地及び責任者氏名について
上記(1)のイ(承認工場申込書の記載方法)と同じ

エ. 記の3、認定を受けようとする農林物資の種類および区分
上記(1)のウ(承認工場申込書の記載方法)と同じ

オ. 記の4(過去1年間の………)及び記の5(申請書提出以降1年間の
………)について

上記(1)のオ(承認工場申込書の記載方法)と同じ
ただし、従来認定工場になつてゐる工場が新法による切り換え手續きの場合は、過去1年間については、45年4月～46年3月以降、1年間にについては46年4月～47年3月について記載して下さい。

カ. 記の6及び7について

(3)の「添付書類」の項を参照して下さい。

キ. 記の8について

上記(1)のキ(承認工場申込書の記載方法)と同じ

(3) 添付書類

ア. 工場略図及び機械その他の………(添付書類No.1)について
所定の用紙に記入するか、又は青写真等を添付して下さい。工場略図に

は工場附近の地理的状況の見取図を附記して下さい。

イ. 機構図及び機構ごとの人員。（添付書類No.2）について

機構図は、課、係まで詳細に記入して下さい。品質管理部門は、その担当者氏名を附記して下さい。

ウ. 品質管理を担当する技術者の履歴書（添付書類No.3）について

○ 学歴欄は最終学歴を記入し、学校の所在地は○○県○○市又は○○県○○郡○○町と記入して下さい。

○ 資格、認定等の欄は例えば缶詰協会の品質管理主任技術者の資格、巻締主任技術者の資格等を、その他の資格を有する場合もその資格を記入して下さい。

○ 申込み区分又は申請区分に関する職歴については、特に詳細に記入して下さい。例えば果実類かん詰等で申請する場合は、食料かん詰についての職歴は勿論ですが、果実類かん詰についての職歴は詳細に記入して下さい。

エ. 認定の技術的基準に定める各事項についてその内容（添付書類No.4）について

◎ 作業場について

○ かん詰専用作業場と生処理場とが明確に区分されてない場合は、かん詰専用作業場欄に記入して下さい。

果実飲料の場合は、区切りの状態により原料処理室、搾汁室、調合室、充てん室等を書きこんで下さい。

○ 給水設備は、上水道、工業用水、井戸水等の別を記入して下さい。

○ 天井又はちり等の落下防止設備は、鉄筋コンクリート等の建物で天井のへり等にごみがたまらない構造のときは、なくても差支えない。ただし、その場合は、その旨を記入して下さい。

○ 消毒設備は必ず必要です。なるべく蒸気消毒ができるようにして下さ

い。

○ 防風防虫設備は、特に出入口の不完全なものが多いので完全なものを設置して下さい。

○ 採光照明設備は、電燈、螢光燈等の設置数及び天窓等を記入して下さい。

◎ 機械器具について

承認又は認定の技術的基準に定められた機械器具のみでなく、その工場にある主要機械器具は全部記入して下さい。所定の欄のない場合は、空欄に記入して下さい。記載できないときは、別紙に記載して添付して下さい。

◎ 保管施設

所定欄に記入して下さい。

◎ 品質管理施設について

品質管理施設を設置してある場所（試験室、品質管理室等）の広さも記入して下さい。保有機械器具は所定欄のあるものは所定欄に、欄に名称を記載していない機械器具は空欄に記入して下さい。

◎ 品質管理の内容及び状況について

この欄には管理項目のみを記入し、管理基準、管理の実施方法及びその管理方法に従つた管理記録（1週間分程度、できるだけ管理図を添付のこと）は添付書類として作成して下さい。

品質管理基準は認定の技術的基準中に定められた管理項目については必ず基準を設けて下さい。なお製造基準書も併せて添付して下さい。

◎ 品質管理の結果について

製品の自己検査記録を1週間分程度、別添として下さい。

◎ その他の添付書類

営業許可証写、井戸水のみを使用する場合は公的機関の水質試験成績、果実飲料の場合は使用水の硝酸態窒素量、食料かん・びん詰、果実飲料（かん詰）の場合はJAS工場名記号届等を添付して下さい。

III 検査の実施方法

1. 格付方法

(1) 承認工場の場合

農林物資の種類ごとに定められた格付方法が、新法施行にともなつて改正され、承認を受けた格付機関が、その製造業者の品質管理が適正であると認めたものの工場の製品においては、第2種及び第3種の格付方法で実施することになります。当検査協会関係の承認工場は、第2種又は第3種格付方法で実施することにしております。

即ち、従来の認定工場と大体同様な方法です。

(2) 認定工場の場合

格付方法は承認工場と同様です。

即ち、今回の法律改正によつて、承認工場のうちから、あらかじめJASマークを印刷した容器を使用したいということで、農林大臣の認定を受けるわけですから、認定工場は必ずしも承認工場でもあるわけである。

2. JASマーク印刷容器(印刷ラベルを含む)の使用について

新法によつて、あらかじめ、JASマークを印刷した容器を使用できるのは認定工場のみで、承認工場にはその使用は認められておりません。

また、認定工場はJASマークを印刷した容器を使用することはできますが、格付けが済まなければ出荷することはできず、不合格になつたときは、そのJASマークは抹消しなければならないことが法律で規定されております。

従来の認定工場は、JASマークを印刷した容器を使用したいときは、「JASマーク印刷使用承認申請書」を提出し、当検査協会の承認を得てから使用していただいておりました。

今回の新法の施行通達も格付機関にJASマークの管理、授受、保管及び使用の状況を把握することを義務づけております。

また、JASマークを容器に印刷する場合は、その容器に他の標示事項を印刷すると同時にJASマークの印刷を行なうため、もしその標示事項がJASに適合しないときは使用不可能となりますので、JASマークを印刷した容器を製造する前に、その標示事項がJASに適合しているかどうか検査する必要があります。

以上のようなわけで今後も次の様式による「JASマーク容器製造承認申請書」正副2通を、容器又はレーベルを製造する前に所轄検査所へ提出して下さい。

JASマーク印刷容器 製造承認申請書

(承認書変更届)

(財) 日本缶詰検査協会理事長 殿

昭和 年 月 日

所 在 地
製造工場名
責任者氏名

⑥

品名	種類	示	ド
容器の大きさ／1箱の入数	容	ジーベルの製造者	(別添のとおり)
数量	量	備考	
使用予定期間	間		

上記のJASマーク印刷容器の製造を承認します。

昭和 年 月 日

承認番号

- (注) 1. 用紙の大きさは、B5版とする。
 2. 標示を事前に検査するので、印刷デザイン、印刷の下刷り等を添付のこと。
 3. 必らず容器の製造前に提出のこと。
- (財) 日本缶詰検査協会理事長 殿
 美木一検査所 ⑦

缶詰共同宣伝

ペターリビングショーナゴヤ'71におけるアンケート結果

(全缶協7月、月報11~13Pの追録)

調理めし缶詰、肉類缶詰、ジャム缶詰、ジュー ス缶詰についてのアンケートは
次のような結果になつてゐる。

※ いずれの項目も重複回答による。

調理めし缶詰について

肉類缶詰について

種類別	度数(f)	比率(%)	種類別	度数(f)	比率(%)
1. ビーフカレー	2,398	25.11	1. コンビーフ	5,080	53.19
2. ビーフシチュー	2,201	23.05	2. 牛肉大和煮	3,062	32.16
3. その他調理	38	0.40	3. とり肉水煮	1,138	11.92
4. 赤飯	1,289	13.50	4. その他	74	0.77
5. 五目めし	1,592	16.67	5. N・A・	1,365	14.29
6. チャーハン	987	10.34	Base	9550	
7. 牛めし	791	8.28			
8. とりめし	868	9.09			
9. その他めし	28	0.24			
10. N・A・	2,667	27.98			
Base	9,550				

ジャム缶詰について

種類別	度数(f)	比率(%)
1. イチゴジャム	6.486	67.92
2. オレンジママード	2.952	30.91
3. その他ジャム	204	2.14
4. N・A・	1.146	12.00
Base	9.550	

ジュース缶詰について

種類別	度数(f)	比率(%)
1. オレンジ	5.011	52.47
2. リンゴ	1.936	20.27
3. トマト	1.185	12.41
4. ネクター	3.242	33.95
5. その他ジュース	2.66	2.79
6. N・A・	1.119	11.72
Base	9.550	

京都大丸「かん詰め料理教室」

NHK「きょうの料理」をテキストとした缶詰料理教室は京都大丸6階催し場において7月19日より7月24日までの6日間開催された。

折から6階催し場は「海と山の用品大会」が同時開催となりかなりの客で賑わつた。

講師は栄養士会京都支部所属の徳永雅子、前田加代子、高岡広子の3氏が毎日2人交代で講話を実行し、PR用として缶詰料理テキスト、貯金缶、缶詰食べましいう缶切を来会者に進呈して好評を博した。

朝日女性教室 団地集会

朝日新聞社主催による朝日女性教室はことしもいよいよ開催の時期を迎えるが、先づ団地集会を下記により実施した。

7月22日は日缶協隅野専務理事、7月23日は全缶協北田専務理事がそれぞれ会場に出向き缶詰の知識に関する説明を行なつた。

日 時 7月22日(木) 13.30~
場 所 諏訪2丁目団地集会所
主 催 朝日新聞社
後 援 多摩町教育委員会
諏訪2丁目団地管理組合
協 賛 日本缶詰協会(缶詰共同宣伝)
講 師 堀江泰子先生(料理研究家)
テー マ 涼しいおそうざい



日 時 7月23日(金) 13.30~
場 所 ひばりヶ丘団地北集会所
主 催 朝日新聞社
後 援 東久留米市教育委員会
ひばりヶ丘団地自治会
協 賛 日本缶詰協会(缶詰共同宣伝)
講 師 堀江泰子先生(料理研究家)
テー マ 涼しいおそうざい

東北缶詰フェア実行委員会

日 時 昭和46年7月26日 14.00~17.00時

場 所 仙台市エビスヤ会館
内 容 東北缶詰フェアー開催に関する検討
出 席 株渡喜、株稻井善八商店 支店関係；国分株、株佐藤商店、住商
フーズ株、株逸見山陽堂、北洋商事株、株ほてい屋、明治商事株
株明治屋、松下鈴木株、雪印物産株、宮城県缶詰協会、宮城食品
卸同業会、缶詰共同宣伝事務局、（日缶協）村井氏、欠席；株岡
商店。

※ 委 員 会 の 概 要

宮城食品卸同業会々長渡辺林吉氏（株渡喜）が議長となり議事を進行、まず日
缶協村井氏より東京地区「缶詰フェアー」の開催結果を詳細に報告。
反省点として即売場および缶詰相談所の設置等を加味してはどうかとの意見を
述べ、東北フェアーに対し缶詰共同宣伝より予算 100 万円および土産品とし
て貯金缶 20% (960 個) かんづめハンドブック 1500 ~ 1700 部程度
を提供できる旨説明。各委員より活発な意見交換が行なわれた。

東北缶詰フェアー実施計画

1. 予 算 160 万円

缶詰共同宣伝負担金 100 万円

出 展 コ マ 料 60 万円 (20 社 × 3 万円)

2. 会 場

日之出会館 7 階大ホール (約 120 坪)

仙 台 駅 前

3. 昭和46年8月21日(土) 10:00~17:00時

8月22日(日) 10:00~16:00時

4. 実行委員会

1) 総括委員長 (株)渡喜

2) 廉務会計委員 (株)岡商店、同業会事務局

3) 会場委員 (株)はてい屋、国分(株)、北洋商事(株)

4) 催事委員 (株)明治屋 (株)逸見山陽堂、(株)佐藤商店、松下鈴木(株)

5) 観客動員委員 明治商事(株) 雪印物産(株) 住商フーズ(株) (株)井善八商店

5. 出店予定者 25社 (交渉中を含む)

伊藤食品(株) (株)極洋、日魯漁業(株) 北洋商事(株) 三菱商事(株) 住商フーズ
(株) 日東食品製造(株) 伊藤忠ドール(株) 三井物産(株) 清水食品(株) 日本水
産(株) 日本冷蔵(株) 明治製菓(株) 雪印アンデス食品(株) 大洋漁業(株) はご
ろも缶詰(株) はてい缶詰(株) カゴメ(株) (株)明治屋 国分(株) (株)逸見山陽堂
宝幸水産(株) (株)中島董商店、森永製菓(株)

6. その他の

1) 抽 選

1等:	72缶	1本	72缶
2等:	48缶	8本	144缶
3等:	24缶	5本	120缶
4等:	12缶	10本	120缶
5等:	10缶	10本	100缶
6等:	10缶	10本	100缶
7等:	10缶	10本	100缶
8等:	10缶	10本	100缶
9等:	10缶	10本	100缶
10等:	5缶	81本	155缶
	計	100本	1111缶

(缶切および貯金缶の補充数および缶詰の取り方で変更あり。)

2) 観客動員(招待券 3,000枚配布)

給食学校、保健所、県保健体育部、市、料理学校、料理教室、問屋→小売店→消費者(小売店1店当たり5~10枚)

上記以外の他、街頭呼込みも行ない1,500名以上3,000名までの観客を予定。

札幌地区「缶詰フェアー」

開催について

1. 開催趣旨

缶詰100年を機会に消費者やマスコミなどに缶詰の正しい知識を与え理解を深めて缶詰の信用を強めるため業界が一丸となって消費主要都市で缶詰試食を中心とした缶詰フェアーを開催する。

2. 場 所

五番館デパート 6階催場

(札幌市北4条西3丁目)

3. 日 時

8月20日(金)~8月25日(水) 6日間

4. 主 催 者

日缶協、全缶協、製缶協会、札幌食料品卸協会

5. 予 算

共同宣伝費より100万円、出品者より1口3万円の参加料を徴収する。

6. 缶詰供出

10箇前後、2万円相当の缶詰供出により「缶詰フェアー」の景品にあてる。

7. その 他

当会場において当期間中即売会を実施する。

大阪地区「缶詰フェア」開催

缶詰が日本に誕生して 100 年という歴史を背影にして消費者に対する缶詰再開発を目的として大阪地区では阪急、高島屋、大丸の 3 百貨店にて「缶詰フェア」を下記の通り実施した。

≪ 阪急 ≫

1. 期 間：7月 4 日～7月 10 日 7 日間
2. 催 場 所：地階缶・びん詰売場
3. 協力問屋：松下鈴木㈱ 国分㈱ (株)祭原、(株)逸見山陽堂、(株)明治屋、日本冷蔵㈱、(株)中島董商店、野田喜商事㈱
本催に対する協賛として丸万、ハアヤ両社が輸入缶詰のバーゲンを実施した。
4. 消費者に対するプレゼンテーション缶切を期間中 3,000 個を配付、缶詰メモの配布
5. 宣伝効果

本催しは、中元の進物時期であり、贈答品の側面的販売援助に役立ち、消費者に缶詰知識の啓発に努め効果を修めた。

(缶サイズの見方、缶記号の見方をパネルにして売場に装飾。)

≪ 高島屋 ≫

1. 期 間：6月 26 日～7月 4 日 9 日間
2. 催 場 所：地階缶・びん詰売場

3. 売場演出方法

- 1) 1時間毎に店内放送で来客に対し催しの案内
- 2) 柱を各社のフルーツ缶詰の空缶で装飾
- 3) 間屋案内掲示板の作成
- 4) 各社より開缶見本
- 5) 料理教室の学生によるオードブルの盛合せ方法の展示。
なお他店と変わったところはN H K「きょうの料理」テキスト缶詰特集号が
売り出され、書籍売場より同誌を缶詰売場に移動させ販売した。

4. 消費者に対するプレゼントーション

- 1) 缶切を期間中1,000個配布
- 2) 冷いフルーツみつ豆の試食

『大丸大阪店』

1. 期間：6月22日～6月27日 6日間

2. 催場所：地階催場

3. 売場演出方法

- 1) 店内放送による催場への呼びかけ
- 2) 新聞広告での呼びかけ
(朝日、読売、サンケイ、関西各紙)
- 3) 銘柄看板の吊り
- 4) 主要出入口の案内看板

東京地区「缶詰フェア」成功裡に終了

業界一致団結のもとに開催した東京地区「缶詰フェア」は予想以上の参觀者を

集め成功裡に終了したが、お土産係を担当した全缶協事務局で次のように結果をまとめてみた。

東京地区「缶詰フェア」 お土産係報告および反省

- ① 観客の動員数を当初8,000名と予想し3,500名程度までは確保していたが結果が、4,300名（お土産係集計）に達した。

なお抽選は1等缶詰セット200名、2等ランラン缶切り400名、無印貯金缶3,360名（実際にはこれより多く配布）抽選用の予備としてみかん缶1缶づつ500名、計4,460名分を用意したがみかん缶は一部お土産用に転用したため、80～100名程度はカラくじとなり貯金缶もなにも渡さずじまいとなつた。

- ② 招待券は1人で2～3枚なかには10枚持つた人があり、招待券に「お土産は持参入1名1回限り」というような但し書きを入れておくべきであつた。それが書かれていないため苦情をいわれ1人で2袋持つて行つた客が一部にあつた。

- ③ 抽選について

1等と2等に景品差があり過ぎ、2等を当てても余り喜ばない客が多かつた。1等200名（缶詰6缶500円相当）を倍の400名程度にして商品を半額にすればよかつた。

なお一つの考え方であるが即売コーナーを設けてその購入客に抽選券を与えるという方法が面白かつたと思う。

- ④ 招待客はお土産を目当て、もしくは楽しみに来ており、少なくとも5～6缶程度はあげたかつた。一部に数が少ないとの不満の声も聞かれた。

- ⑤ A会場とB会場と分れていたためA会場から直接お土産場に来てお土産を

もらつて帰るという客も見受けられた。

⑥ 作業員の配置も一考を要する。お土産係（袋詰、お土産、抽選）の人手は
もつとほしかつた。

会員消息

〔新社屋落成〕

※ 正栄食品工業㈱（東京都台東区秋葉原5番7号）では、このほど本社新社屋が竣工の運びとなり、これを記念して7月30日13.00～15.00時新装なつた新社屋において正栄ビル竣工記念パーティを盛大に挙行した。

吉藤商事（株）社長兼子栄太郎氏ご逝去

吉藤商事㈱（水戸市末広町2丁目8の8）取締役社長兼子栄太郎氏は永らく病気入院加療中のところ7月25日午前零時30分永眠された。

葬儀および告別式は仏式により合同社葬をもつて下記によりしめやかに取り行なわれ市内淨安寺墓地に埋葬された。施主 兼子孝雄氏、葬儀委員長 和田祐之介氏。

1. 通夜 7月31日 午後7時より於自宅
- 1 葬儀 8月1日 午後1時より2時
1. 告別式 同日 午後2時より3時
1. 式場 水戸市笠原問屋町600番地
水戸総合卸センター組合会館

暑中お見舞い申し上げます。

昭和 46 年 盛夏

全国缶詰問屋協会

役員一同

